

事業報告書

第14期 (2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

株式会社 日本政策投資銀行

2022年6月29日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目9番6号
株式会社 日本政策投資銀行
代表取締役社長 地下 誠二

2021年4月1日から2022年3月31日までの業務及び財産の状況を次のとおり
報告します。

目 次

第1 事業概況書

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 事業の概要 | 7 株主総会の状況 |
| 2 業務別収支計算書 | 8 有価証券の内訳 |
| 3 営業所等の増減 | 9 貸倒引当金の状況 |
| 4 会社役員及び職員の増減 | 10 有形固定資産の内訳 |
| 5 会社役員の略歴及び所有自社株式 | 11 支払承諾の内訳 |
| 6 株主の状況 | 12 自己資本比率の状況 |

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 株主資本等変動計算書

第5 個別注記表

第1 第14期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業概況書

1 事業の概要

【金融経済環境】

当事業年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に緩和する中、経済活動の段階的な再開を受けて持ち直しました。米国では、経済対策の効果もあり、コロナ前の水準を上回って拡大し、欧州も感染影響の縮小とともに回復しました。中国は先行して回復したものの、不動産投資の減速等から成長ペースはやや鈍化しました。

我が国では、感染再拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出される中、景気の回復ペースは鈍化しました。個人消費は、旅行、外食等のサービス分野では厳しい状況が続きました。年前半は感染再拡大により一進一退の動きが続いた後、10～12月期は緊急事態宣言解除により持ち直しましたが、年度末にかけて足踏みの動きが見られました。輸出は、7～9月期に部品供給不足による自動車減産等で落ち込んだ後、供給制約の緩和により緩やかに上向きました。企業収益は、宿泊・飲食等非製造業の一部に弱さがみられるものの総じて改善が続き、設備投資は感染の影響や供給制約によりもたついたものの、持ち直しの動きがみられました。

金融面では、感染症の影響を受けた資金需要が総じて落ち着く中で、銀行貸出の伸びは大幅に鈍化しました。長期金利は、日本銀行による長短金利操作付き量的・質的金融緩和のもとで年内は0%から0.1%の間で推移しましたが、年明け以降は政策の変動許容幅の上限である0.25%に迫る水準まで上昇しました。

為替レートは、年前半は110円前後で推移しましたが、年後半以降は米国の金融正常化に伴う日米金利差の拡大により、120円台まで円安が進みました。

日経平均株価は、4月に29,000円台でスタートした後、9月には緊急事態宣言解除による景気回復期待から30,000円台を回復しました。年度末にかけてはインフレ懸念やウクライナ情勢等を受けて下落して27,000円台で終わりました。

【事業の経過及び成果】

＜当事業年度の概況について＞

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は2兆9,946億円となりました。

なお、危機対応業務による融資額につきましては、以下の＜危機対応業務について＞をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当事業年度における投資額は2,279億円となりました。

コンサルティング／アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計91億円となりました。

当行子会社に関しましては、2021年4月に当行持分法非適用関連会社でありました株式会社千代田エージェンシーの全株式を取得し、新たに連結子会社となっております。同社は、当行グループのシェアードサービス事業等を行っており、事務の集約化・効率化等を通じて、当行グループをサポートする役割を担う会社として、同年5月に社名を「DBJビジネスサポート株式会社」へ改めました。

また、当行は、新型コロナウイルス感染症による被害に対し万全の対応を図るべく、2020年3月16日付で「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を、2021年3月24日付で「危機対応業務特別対応室」を設置いたしました。当行は、これまでも金融危機や震災をはじめとする大規模災害等に対処する資金供給を行うとともに、当該業務を通じて培ったネットワークやノウハウをもとに、事業者の皆様を支援する取組を行って参りました。これまで培ってきた経験やノウハウを活用することにより、被害を受けた事業者の皆様に対し迅速かつ適確な支援体制を一層強化して参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んできております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前事業年度	当事業年度	比較
業務粗利益	1,265	1,405	140
経常利益	702	821	119
当期純利益	482	568	85
単体総自己資本比率	16.01%	16.08%	0.06%
単体普通株式等Tier 1比率	15.89%	15.94%	0.05%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額6,212億円）するなど、取組を強化しております。また、外貨建て社債に関しましては、サステナブルファイナンス市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2021年9月及び2022年2月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金用途を限定したDBJサステナビリティボンドの発行に引き続き取り組んだ他、国内債に関しましても、2021年12月に、当行として初めての国内サステナビリティボンドを私募債形式で発行しております。さらに、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融資を除く借入による調達額4,837億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的を開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。また、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」においても、インフラ復旧支援や地場企業向け支援を行いました。

2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。また、多くの雇用の担い手である飲食・宿泊等をはじめとする事業者を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すなか、当行は、2021年3月、政府よりかかる事業者に対する支援強化の要請を受け、「危機対応業務特別対応室」及び同室内における「飲食・宿泊専門チーム」の立ち上げを行い、特に飲食・宿泊等の事業者に対する審査期間の一層の迅速化を図っております。ま

た、2021年3月29日以降には、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業を対象とする資本性劣後ローンの金利負担の軽減や、飲食・宿泊等の中堅・大企業を対象とする優先株式の引受ファンドの設立等、様々な施策を講じております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2022年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：8兆7,152億円（1,652件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与等（損害担保を含む。）を受けた金額であります。当事業年度における融資額は2,638億円（147件）です。なお、2022年3月末における残高は2兆7,824億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,919億円（181件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する累計融資額は2兆4,957億円（492件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は2,496億円（100件）です。

（注4）危機対応業務に係る貸出金残高のうち、リスク管理債権の比率は0.927%です。

② 損害担保：5,992億円（259件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、日本公庫への申し込み予定のものを含んでおります。当事業年度における融資額は1,838億円（97件）です。なお、2022年3月末における残高は3,273億円あります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）「新型コロナウイルス感染症」に関する融資額は3,309億円（212件）です。また、このうち2021年3月29日以降に実施した、中堅企業及び飲食・宿泊等の大企業向けの累計融資額は1,747億円（56件）です。

（注4）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。

（注5）損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領し

た補償金はありません。また、補償金の支払いを受けた債権について、当事業年度において、元本に係る回収等を行い、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」）した金額はありません。

③ C P購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計C P購入額になります。なお、2022年3月末における残高はありません。

（注2）2010年度以降における取組実績はありません。

<2021年度（第14期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2021年度（第14期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

① 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、2020年3月19日に危機認定された、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」について対応を行っております。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の<危機対応業務について>をご参照ください。

② 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、これらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2022年3月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③ その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等によ

り、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、【業績の概要】をご参照ください。

< 特定投資業務について >

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

なお、令和2年改正法に基づき、特定投資業務について、投資決定期限及び政府による出資期限は2020年度末から2025年度末まで延長されるとともに、業務完了期限は2025年度末から2030年度末まで延長されております。

特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を発展的に継承したものであり、当行としましては、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2022年3月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、9,982億円（152件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「2 業務別収支計算書」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界等、以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2022年3月末時点）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

佐久間 英利（株式会社千葉銀行取締役会長（代表取締役・グループCEO））

進藤 孝生（日本製鉄株式会社代表取締役会長）

田代 桂子（株式会社大和証券グループ本社取締役兼執行役副社長）

津曲 貞利（日本瓦斯株式会社代表取締役社長）

< 2021年度（第14期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について >

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2021年度（第14期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度におい

ては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

① 特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「成長戦略フォローアップ」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては5件（取組開始からの累計として37件）の共同ファンドを組成）等を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2022年3月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の＜特定投資業務について＞もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2022年3月末現在）

9,982億円（152件） うち投融資実績額9,621億円

（注1）2022年3月末時点で、投融資実績額9,621億円に対して誘発された民間投融資額については総額6兆2,313億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

（注2）投融資決定した152件のうち、個別案件への投融資決定件数は115件、共同ファンドの組成決定件数は37件（共同ファンドからの投融資決定件数は208件）となっております。なお、当事業年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.dbj.jp/news/>）

（注3）2022年3月末時点で、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(ア)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える個別案件への投融資決定件数は5件、共同ファンドからの投融資決定件数は1件あります。

（注4）2022年3月末時点で、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える個別案件への投融資決定件数は2件あります。

（注5）エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計23件あります。

② 一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による

資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

③ 特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2022年3月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として5件の共同ファンドを組成）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④ 特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当事業年度に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、1兆円弱の投融資決定と順調に業務が進捗し、民間の呼び水効果も着実に表れていることにつき評価いただいたほか、引き続き地域金融機関との連携やカーボンニュートラルの実現に資するような事例の積み上げを含め、民間金融機関からのリスクマネー供給に努められたいとの意見に加え、政策目的の達成状況にかかる評価に関しても、継続的な実施を期待する意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。また、グリーン社会の実現に資する事業等への取組に対しても、特定投資業務を活用しつつ、民間金融機関等との協調にも配意しながら、リスクマネーの供給を一層強化して参ります。

なお、第14回会合も2022年6月10日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤ その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ2回（計6回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2022年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第14回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務

の実施へ反映させていただきます。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略、2022年3月末時点）

秋池 玲子（ボストン・コンサルティング・グループ日本共同代表）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI 特別顧問）

佐久間 英利（株式会社千葉銀行取締役会長（代表取締役・グループCEO））

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）

植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

<2021年度（第14期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

① 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2021年度（第14期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

② 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、民間金融機関及び協会との間で、計6回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が

多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、現場レベルでの交流機会の一層の増加を期待する意見がありました。連携・協働に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受ける飲食・宿泊業等の事業者の資金ニーズへの対応や、ポストコロナを見据えた今後の事業者支援に向けたさらなる連携・協働の強化、サステナビリティ関連の勉強会等を通じたナレッジ提供等に対する期待が寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当事業年度に開催した「アドバイザリー・ボード」においては、主に、2021年度（第14期）事業計画に基づく第5次中期経営計画で掲げる施策の実績化や、リスクマネー供給者の裾野拡大に向けて引き続き取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、民間金融機関との一層の協調に加えて、リスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行うとともに、当行グループの機能を活用しながら顧客の課題解決へ取り組むこととしております。今後も適切なモニタリングに努め、意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進して参ります。

なお、民間金融機関及び協会とは、2022年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2022年6月20日に開催した「アドバイザリー・ボード」において行ったところであり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③ その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2021年度（第14期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2022年3月末時点において合計で111の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、地域金融機関との間でPPP／PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融资等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、①人的資本関連では、コロナ禍等の影響により転入超過数は減少しているものの、地方から東京圏への人口流出傾向は続いており、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、②社会資本関連では、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。加えて、③産業資本関連では、大企業等の生産現場の海外移転や、中小企業等の生産性向上投資不足、事業再編等に繋がるM&Aの不足等、地域産業衰退等への対応が課題となっています。

係る状況下、当行グループは、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地

域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、これまで（１）交流人口増加、（２）地域資源の有効活用、（３）官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んできました。

（１）に関しては、①観光地域づくり法人（DMO）支援、②アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2012年より10年連続で実施、2015年からは公益財団法人日本交通公社と共同で実施）、③「スポーツ」を活かしたまちづくりに関する支援や書籍出版、スタジアム・アリーナ及びスポーツチームがもたらす社会的価値の可視化・定量化調査等に取り組んできました。

（２）に関しては、①地域商社形成、地域伝統ものづくり産業活性化へ向けた調査・支援、②公有資産マネジメント支援、③学校跡地活用、庁舎再編整備等を契機としたエリアマネジメント支援、④都市におけるグリーンインフラの推進とグリーン・ファイナンス等、地域活性化への提言（国交省が2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」に当行も参画し、運営委員、金融部会長に就任）、⑤上下水道事業や森林分野の問題解決等へ向けた調査・提言、⑥地域公共交通調査（「乗合バスへの運賃プール適用」に関するレポート発行等）、⑦古民家（歴史的建造物）再生支援等に取り組んできました。

（３）に関しては、①関係省庁（内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等）や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP／PFI大学校」、「PPP／PFIセミナー」開催による当該分野の普及啓発、③当行グループ会社である(株)日本経済研究所による「成果連動型民間委託契約方式（PFS）官民連携プラットフォーム形成・運営」事業の内閣府からの受託を通じた官民連携の取組支援、④当行と(株)日本経済研究所及び(一財)日本経済研究所による「社会インパクト評価チーム」の創設等、官民連携支援を一層推進してきました。

一方、2020年に入ってから以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域においては、交流人口の激減等、大きな影響が及ぶ一方、テレワークの普及や人々の意識・価値観の多様化等、新たなチャンスも生まれています。こうした中、当行グループでは、新型コロナウイルス感染症による影響には企業や人々の履歴効果（一時的に生じた出来事が長期的に亘って企業や個人の行動に影響を及ぼし続けること）等から不可逆的な要素も多いであろう「ウィズ・コロナ」の前提のもと、今後の地域創生のあり方を多面的に検討すべく、各界を代表するメンバーで構成される有識者会議を設営して整理・取り纏めを進め、2021年3月に「ウィズ・コロナにおける地域創生のあり方検討企画」有識者会議による提言として公表しました。また、住民満足度アンケート等に基づき策定した、新たな「地域価値指標」については、前述の有識者会議にて伺った意見を踏まえ、内容のブラッシュアップを行いました。

2021年5月には、当行グループとして、第5次中期経営計画を策定・公表し、長期ビジョンを踏まえ2030年に向けた具体的な戦略として、「GRIT戦略」を定めました。こう

した中、2021年6月より「産業・地域調査本部」を立ち上げ、GRI T戦略等の実践・推進に向けて、産業・地域におけるカーボンニュートラル実現・脱炭素推進や、レジリエンス向上等を具体的なテーマとして、ナレッジ面からの貢献を図っています。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しファンド組成を通じたリスクマネー供給に係る取組を推進していることに加えて、特定投資業務においても、「地域経済の自立的発展」を達成すべき政策目的としており、リスクマネー供給の観点での地域活性化にも積極的に取り組んでおります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所並びに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置いたしました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。

2021年度においては、令和3年7月の大雨、令和3年8月の台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨、令和3年8月の大雨、令和4年福島県沖を震源とする地震に係る災害相談窓口を設置し、災害に伴う設備資金及び事業資金等の復旧資金の相談に対する受入体制を整えております。当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口に寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

【業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当事業年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部につきましては、21兆1,884億円（前事業年度末比2,370億円増加）となりました。このうち貸出金は14兆4,907億円（同比3,469億円減少）となりました。

負債の部につきましては、17兆4,296億円（同比1,192億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は6兆3,872億円（同比1,688億円増加）、借入金は10兆3,700億円（同比1,099億円減少）となりました。

また、支払承諾につきましては、5,571億円（同比1,105億円増加）となりました。

純資産の部につきましては、3兆7,588億円（同比1,177億円増加）となりました。

なお当行は、2021年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／2021年3月31日、配当金総額81億円、1株当たり186円、配当性向24.97%）を行っております。

また、所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は379億円（同比4億円増加）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,802億円（前事業年度比414億円増加）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,742億円（同比138億円増加）、役務取引等収益が103億円（同比46億円減少）、その他業務収益が150億円（同比9億円増加）及びその他経常収益が805億円（同比313億円増加）となりました。

また、経常費用は1,980億円（同比295億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が444億円（同比92億円減少）、役務取引等費用が6億円（同比2億円増加）、その他業務費用が139億円（同比50億円増加）、営業経費が541億円（同比11億円増加）及びその他経常費用が848億円（同比323億円増加）となりました。この結果、経常利益は821億円（同比119億円増加）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については1,297億円（同比230億円増加）、役務取引等収支については96億円（同比49億円減少）、その他業務収支については11億円（同比40億円減少）となりました。なお、その他経常収支は△42億円（同比9億円減少）となりました。

これらにより、税引前当期純利益は820億円（同比114億円増加）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税363億円（同比73億円増加）、法人税等調整額111億円（益）（前事業年度は66億円（益））を計上いたしました結果、当事業年度の当期純利益は568億円（前事業年度比85億円増加）となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく開示債権（リスク管理債権）における貸出金残高は1,044億円（前事業年度末比80億円減少）となり、同残高の総貸出金残高に対する比率は0.72%（同比0.04ポイント低下）となっております。

2 業務別収支計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経 常 収 益	28,028	252,179	280,207
資 金 運 用 収 益	22,286	151,974	174,261
役 務 取 引 等 収 益	1,543	8,825	10,368
そ の 他 業 務 収 益	—	15,035	15,035
そ の 他 経 常 収 益	4,197	76,343	80,541
経 常 費 用	38,357	159,693	198,050
資 金 調 達 費 用	—	44,470	44,470
役 務 取 引 等 費 用	32	659	691
そ の 他 業 務 費 用	—	13,933	13,933
営 業 経 費	2,819	51,334	54,154
そ の 他 経 常 費 用	35,505	49,295	84,801
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△10,329	92,486	82,156
特 別 利 益	—	30	30
特 別 損 失	—	131	131
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△10,329	92,385	82,056
法 人 税 等 合 計	△4,595	29,819	25,223
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△5,734	62,566	56,832

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トー・マ・ツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥永めぐみ
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋田篤行
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石坂武嗣
--------------------	-------	------

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「計算書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-計算書の作成の基礎

計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書の注記事項が適切でない場合は、計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-会社法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の計算書のほかに、2022年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して2022年5月9日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

3 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 支 店	11	11	—
出 張 所	8	8	—
計	19	19	—

4 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
取 締 役	10 うち社外(2)	10 うち社外(2)	—
会 計 参 与	—	—	—
監 査 役	5 うち社外(3)	5 うち社外(3)	—
執 行 役	—	—	—
会 社 役 員 計	15	15	—
常 務 執 行 役 員 (取締役兼務者を除く)	8	8	—
事 務 系	1,228	1,255	27
庶 務 系	2	2	—
職 員 計	1,230	1,257	27
合 計	1,253	1,280	27

(注) 職員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

5 会社役員 の略歴及び所有 自社株式

役職名	氏名又は名称（生年月日又は設立年月日）	略歴又は沿革	所有 自社株式数（株）
取締役会長 （代表取締役）	木下 康司 （1957年 3月28日生）	1979年 4月 大蔵省入省 2013年 6月 財務事務次官 2015年 6月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員 2018年 6月 当行代表取締役会長（現職）	—
取締役社長 （代表取締役）	地下 誠二 （1963年 5月16日生）	1986年 4月 日本開発銀行入行 2010年 6月 当行特命チーム部長 2011年12月 当行執行役員（特命担当） 2012年 6月 当行特命担当執行役員 2013年 6月 当行執行役員経営企画部長 2015年 6月 当行常務執行役員 2018年 6月 当行取締役常務執行役員 2020年 6月 当行代表取締役副社長 2022年 6月 当行代表取締役社長（現職）	—
取締役副社長 （代表取締役）	杉元 宣文 （1964年 7月14日生）	1988年 4月 日本開発銀行入行 2012年 6月 当行地域企画部担当部長 2013年 6月 当行秘書室長 2015年 6月 当行執行役員経営企画部長 2018年 6月 当行常務執行役員 2020年 6月 当行取締役常務執行役員 2022年 6月 当行代表取締役副社長（現職）	—
取締役 常務執行役員	窪田 昌一郎 （1968年 2月16日生）	1990年 4月 日本開発銀行入行 2014年 6月 当行アセットファイナンス部長 2018年 6月 当行執行役員企業投資部長 2020年 6月 当行取締役常務執行役員（現職）	—
取締役 常務執行役員	原田 健史 （1965年 7月 1日生）	1988年 4月 大蔵省入省 2017年 7月 財務省大臣官房付兼内閣官房内閣審議官 （内閣官房副長官補付）兼内閣官房郵政民営化 推進室副室長兼郵政民営化委員会事務局次長 2019年 7月 財務省東北財務局長 2021年 6月 当行取締役常務執行役員（現職）	—
取締役 常務執行役員	村上 努 （1965年 9月20日生）	1988年 4月 日本開発銀行入行 2012年 6月 当行ストラクチャードファイナンスグループ長 2015年 6月 当行秘書室長 2017年 6月 当行執行役員人事部長 2019年 6月 当行常務執行役員 2021年 6月 当行取締役常務執行役員（現職）	—
取締役 常務執行役員	松嶋 一重 （1965年 8月26日生）	1988年 4月 北海道東北開発公庫入庫 2012年 4月 当行法務・コンプライアンス部長 2015年 6月 当行北海道支店長 2019年 6月 当行執行役員（内部監査担当） 2020年 5月 当行常務執行役員 2022年 6月 当行取締役常務執行役員（現職）	—
取締役 常務執行役員	北所 克史 （1967年 8月25日生）	1990年 4月 日本開発銀行入行 2014年 6月 DBJ Singapore Limited CEO 2017年 6月 当行企業戦略部長 2019年 6月 当行執行役員人事部長 2021年 6月 当行常務執行役員 2022年 6月 当行取締役常務執行役員（現職）	—

役職名	氏名又は名称（生年月日又は設立年月日）	略歴又は沿革	所有自社株式数（株）
取締役	三村 明夫 (1940年11月2日生)	1963年4月 富士製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社 2003年4月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）代表取締役社長 2008年4月 同社代表取締役会長 2008年10月 当行取締役（現職） 2012年10月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2013年11月 東京商工会議所会頭（現職） 2013年11月 日本商工会議所会頭（現職） 2018年6月 新日鐵住金株式会社（現 日本製鐵株式会社）名誉会長 2019年4月 日本製鐵株式会社名誉会長（現職）	—
取締役	植田 和男 (1951年9月20日生)	1980年7月 プリティッシュコロニア大学経済学部助教授 1982年4月 大阪大学経済学部助教授 1989年4月 東京大学経済学部助教授 1993年3月 同大学経済学部教授 1998年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2005年4月 東京大学経済学部教授 2008年10月 当行取締役（現職） 2017年4月 共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授 2017年4月 東京大学金融教育研究センターセンター長 2017年6月 東京大学名誉教授 2020年4月 共立女子大学ビジネス学部教授（現職） 2020年4月 同大学ビジネス学部長（現職）	—
常勤監査役	藏重 敦 (1963年7月8日生)	1986年4月 日本開発銀行入行 2010年6月 当行審査部担当部長 2011年6月 当行秘書室長 2013年6月 当行都市開発部長 2017年6月 当行常勤監査役（現職）	—
常勤監査役	玉越 茂 (1966年12月20日生)	1989年4月 日本開発銀行入行 2012年1月 当行業務企画部担当部長 2013年9月 当行産業調査部担当部長 2014年6月 当行企業金融第2部長 2016年6月 当行企業金融第5部長 2018年6月 当行執行役員業務企画部長 2020年6月 当行常勤監査役（現職）	—
常勤監査役	佐藤 仁 (1961年8月17日生)	1984年4月 住友信託銀行株式会社入社 2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員 米州地区支配人兼ニューヨーク支店長 2014年4月 同社執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2018年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員 2021年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社執行役専務 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員 2021年11月 三井住友トラスト総合サービス株式会社取締役社長 2022年4月 同社会長 2022年6月 当行常勤監査役（現職）	—

役職名	氏名又は名称（生年月日又は設立年月日）	略歴又は沿革	所有自社株式数（株）
監査役	道垣内 正人 (1955年12月18日生)	1984年 5 月 東京大学教養学部助教授 1991年 4 月 同大学大学院法学政治学研究科助教授 1996年11月 同大学大学院法学政治学研究科教授 2004年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授 2004年 4 月 長島・大野・常松法律事務所 スペシャル・カウンセラー 2005年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授（現職） 2011年 1 月 長島・大野・常松法律事務所 シニア・カウンセラー 2016年 6 月 東京大学名誉教授 2020年 6 月 当行監査役（現職） 2021年 1 月 T & K法律事務所シニアカウンセラー（現職）	—
監査役	齋木 尚子 (1958年10月11日生)	1982年 4 月 外務省入省 2015年10月 同省国際法局長 2017年 7 月 同省研修所長 2020年 4 月 東京大学公共政策大学院客員教授 2020年 6 月 双日株式会社社外取締役（現職） 2020年 6 月 当行監査役（現職）	—
計	15名		—

（注）当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く。）。

常務執行役員 8 名 清水 博、新垣 慶太、高澤 利康、友定 聖二、佐藤 朋哉、磯崎 隆郎、
増田 真男、原田 文代

執行役員 5 名 西尾 勲、牧 裕文、小林 真五、高田 佳幸、森 裕一郎

なお、上記のほか、取締役のうち、5 名は執行役員を兼務しております。

6 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
財務大臣	43,632千株	100.00%
計（1名）	43,632千株	100.00%

7 株主総会の状況

2022年6月29日に開催された株式会社日本政策投資銀行第14回定時株主総会の議事は以下のとおりであります。

報告事項 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 特定投資準備金の額の減少の件

第2号議案 剰余金処分の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

2022年6月29日付第14回定時株主総会において、報告事項は報告が完了し、決議事項については承認可決されております。

8 有価証券の内訳

（単位：百万円）

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債	283,000	295,774	295,774
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	817,267	819,041	605,862
公 社 公 団 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
事 業 債	817,267	819,041	605,862
（社債のうち政府保証債）	（—）	（—）	（—）
株 式	747,796	797,294	782,229
銀 行 株 式	—	—	—
そ の 他	747,796	797,294	782,229
そ の 他 の 証 券	1,129,659	1,173,997	1,173,997
外 国 証 券	424,794	450,044	450,044
そ の 他	704,864	723,952	723,952
計	2,977,722	3,086,107	2,857,863

9 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘 要
一 般 貸 倒 引 当 金	30,843	29,163	1,680	30,843	—
個 別 貸 倒 引 当 金	46,631	13,413	33,218	53,117	—
合 計	77,475	42,576	34,898	83,960	—

(注) 上記の金額には、目的に従う取崩額は含まれておりません。

10 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建物	土地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事 業 用	17,664	90,037	37	1,872
所 有	—	—	—	114
計	17,664	90,037	37	1,986

(注) 1. 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額

事業用土地	—百万円
所有土地	—百万円

2. 建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用	—百万円
所 有	94百万円

11 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手 形 引 受	—	—
信 用 状	—	—
保 証	64	557,127
計	64	557,127

12 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

（自己資本比率の状況）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

（参考）

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（単位：億円、％）

	2022年3月31日
1. 単体総自己資本比率（4／7）	16.08
2. 単体Tier1比率（5／7）	15.94
3. 単体普通株式等Tier1比率（6／7）	15.94
4. 単体における総自己資本の額	37,630
5. 単体におけるTier1資本の額	37,322
6. 単体における普通株式等Tier1資本の額	37,322
7. リスク・アセットの額	233,994
8. 単体総所要自己資本額	18,719

第2 第14期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	2,115,882	債券	3,339,098
現金	2	借入金	10,370,044
預け金	2,115,879	借入金	10,370,044
コーポレート	705,000	その他の負債	3,048,137
金銭の信託	13,201	未払法人税等	103,791
有価証券	3,086,107	未払費用	13,973
国債	295,774	前受収益	8,879
社債	819,041	金融派生商品	171
株式	797,294	金融商品等受入担保金	12,722
その他の証券	1,173,997	資産除去債務	58,570
貸出金	14,490,758	その他の負債	230
証書貸付	14,490,758	賞与引当金	9,243
その他の資産	168,673	役員賞与引当金	4,848
前払費用	5,025	退職給付引当金	23
未収収益	18,322	役員退職慰労引当金	6,408
金融派生商品	46,539	偶発損失引当金	130
金融商品等差入担保金	40,465	支払承諾	0
その他の資産	58,321	負債の部合計	557,127
有形固定資産	109,724	（純資産の部）	17,429,609
建物	17,664	資本金	1,000,424
土地	90,037	危機対応準備金	206,529
建設仮勘定	37	特定投資準備金	1,543,000
その他の有形固定資産	1,986	特定投資剰余金	22,438
無形固定資産	10,938	資本剰余金	241,466
ソフトウェア	8,015	資本準備金	241,466
その他の無形固定資産	2,923	利益剰余金	705,538
前払年金費用	2,736	その他利益剰余金	705,538
繰延税金資産	12,335	別途積立金	643,724
支払承諾見返	557,127	繰越利益剰余金	61,813
貸倒引当金	△83,960	株主資本合計	3,719,396
投資損失引当金	△33	その他有価証券評価差額金	37,936
		繰延ヘッジ損益	1,547
		評価・換算差額等合計	39,484
		純資産の部合計	3,758,881
資産の部合計	21,188,490	負債及び純資産の部合計	21,188,490

損益計算書

(単位：百万円)

[illegible]

第4 第14期 [2021年4月1日から
2022年3月31日まで] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金			
					資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
							別途積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1, 000, 424	206, 529	1, 368, 000	28, 172	336, 466	336, 466	619, 342	32, 498	651, 840	3, 591, 432
会計方針の変更による 累積的影響額								△753	△753	△753
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1, 000, 424	206, 529	1, 368, 000	28, 172	336, 466	336, 466	619, 342	31, 745	651, 087	3, 590, 679
当期変動額										
政府の出資			80, 000							80, 000
資本準備金から特定 投資準備金への振替			95, 000		△95, 000	△95, 000				－
特定投資剰余金から その他利益剰余金への 振替				△5, 734				5, 734	5, 734	－
剰余金の配当								△8, 115	△8, 115	△8, 115
別途積立金の積立							24, 382	△24, 382	－	－
当期純利益								56, 832	56, 832	56, 832
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）										
当期変動額合計	－	－	175, 000	△5, 734	△95, 000	△95, 000	24, 382	30, 068	54, 451	128, 717
当期末残高	1, 000, 424	206, 529	1, 543, 000	22, 438	241, 466	241, 466	643, 724	61, 813	705, 538	3, 719, 396

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	37,519	12,131	49,651	3,641,083
会計方針の変更による累積的影響額				△753
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,519	12,131	49,651	3,640,330
当期変動額				
政府の出資				80,000
資本準備金から特定投資準備金への振替				—
特定投資剰余金からその他利益剰余金への振替				—
剰余金の配当				△8,115
別途積立金の積立				—
当期純利益				56,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	417	△10,584	△10,166	△10,166
当期変動額合計	417	△10,584	△10,166	118,550
当期末残高	37,936	1,547	39,484	3,758,881

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、当該予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に必要な応じて直近の状況等を考慮した修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,134百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建其他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建其他有価証券（債券以外）

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更

（時価の算定に関する会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が753百万円減少、その他資産が1,085百万円減少、繰延税金資産が332百万円増加しております。

重要な会計上の見積り

当行が計算書類の作成にあたって用いた会計上の見積りのうち重要なものは以下のとおりであります。

1. 貸倒引当金

（1）当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金	83,960百万円
-------	-----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

2. 市場価格のない株式等の評価

（1）当事業年度に係る計算書類に計上した額

有価証券	3,086,107百万円
------	--------------

市場価格のない株式等	1,208,431百万円
------------	--------------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「重要な会計上の見積り」に記載した内容をご参照ください。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 501,105百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に35,014百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、その他資産並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,368百万円
危険債権額	72,913百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	25,213百万円
合計額	104,495百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

4. 為替決済等の取引の担保として、有価証券213,178百万円及び貸出金694,953百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券15,064百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金26,054百万円を含んでおります。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券591,289百万円の一般担保に供しております。

5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契

約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、755,389百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが570,114百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 15,986百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,488百万円であります。

8. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

9. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。

(3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投

資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。

- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

10. 関係会社に対する金銭債権総額	279,400百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	930百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	9,556百万円
役務取引等に係る収益総額	394百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,680百万円
関係会社との取引による費用	
役務取引等に係る費用総額	41百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	300百万円
その他の取引に係る費用総額	7,858百万円

2. その他の経常収益には、株式等償還益1,261百万円及び投資事業組合等利益66,393百万円を含んでおります。

3. その他の経常費用には、投資事業組合等損失7,570百万円を含んでおります。

4. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは、次のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省(財務大臣)	(被所有)直接 100%	資金の借入等	出資の受入(注1)	80,000	-	-
				資金の借入(注2)	780,000	借入金	5,862,551
				借入金の返済	396,703		
				利息の支払	15,371	未払費用	3,831
				債務被保証(注3)	3,274,284	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。最終償還日は2041年11月20日であります。なお、担保は提供しておりません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,000,119百万円の借入金があります。

(2) 子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(3) 役員及び個人主要株主等

記載すべき重要なものではありません。

(株主資本等変動計算書関係)

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当該事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2022年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2022年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,106	43,338	3,232
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190,468	194,575	4,106
	その他	23,175	25,520	2,345
	小 計	253,750	263,433	9,683
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,227	39,814	△ 413
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,188	7,120	△ 67
	その他	244,753	244,753	—
	小 計	292,169	291,688	△ 481
合 計		545,919	555,121	9,202

3. 子会社株式及び関連会社株式（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	2,104	2,069
合 計	35	2,104	2,069

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	126,055
関連会社株式	41,381

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	373,998	323,289	50,709
	債券	256,161	251,761	4,399
	国債	28,473	28,136	337
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	227,688	223,625	4,062
	その他	—	—	—
	小 計	630,160	575,051	55,108
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,170	6,382	△ 1,211
	債券	580,662	586,711	△ 6,048
	国債	186,967	190,540	△ 3,573
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	393,695	396,171	△ 2,475
	その他	41,621	41,621	—
	小 計	627,455	634,715	△ 7,260
合 計		1,257,615	1,209,767	47,848

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
①市場価格のない株式等 (* 1)	475,276
②組合出資金等 (* 2)	565,716

(* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式は時価開示の対象としており、上表には含めておりません。

(* 2) 組合出資金等は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	7,554	4,442	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	18,409	1,065	153
合 計	25,963	5,507	153

7. 保有目的を変更した有価証券
記載すべき重要なものではありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2022年3月31日現在）
該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの （百万円）	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの （百万円）
その他の金銭の 信託	13,201	12,423	777	777	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	27,317百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	37,865
退職給付引当金	1,962
その他	15,357
繰延税金資産小計	82,503
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46,153
評価性引当額小計	△46,153
繰延税金資産合計	36,349
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,956
繰延ヘッジ損益	△683
その他	△7,374
繰延税金負債合計	△24,014
繰延税金資産の純額	12,335百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	64,581円04銭
1株当たりの当期純利益金額	1,364円19銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る期末の純資産額としております。

当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、損益計算書に掲げる当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る当期純利益としております。